



子どもの成長には、家庭で暮らす時間や経験がとても大きな役割を担っています。

しかし、さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。

その子どもたちを自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解で

その成長をサポートする人が「里親」の存在です。

子どもたちの健全な成長のため、そして明るい未来のために、

私たちが「今」できることがあるかもしれません。

里親を探しています

里親制度を知り

子どもたちに温かい家庭を—

●里親の種類

養育里親

家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れて養育する里親です。

専門里親

養育里親のうち、虐待や非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。

養子縁組里親

養子縁組によって、子どもの養親になることを希望する里親です。

親族里親

実親が死亡、行方不明などにより養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親です。

●里親になるまでのステップ

①相談

〔優里の会または児童相談所にご相談ください〕
里親制度について詳しく説明します。里親について理解いただきましたら、ご家族同意の上でお申込みください。

②調査・研修

児童相談所の担当職員が家庭訪問し、調査を行います。〔その後、実習を含む、計5日間の研修受講が必要です〕

③審査・登録

児童福祉審議会等での審議を経て里親として認定されると、里親名簿に登録されます。

④更新

養育里親・養子縁組里親は5年、専門里親は2年ごとに更新研修を受講していただきます。

●里親についてQ&A

Q1 里親になるために資格は必要ですか？

一定の要件（健康面、経済面等）を満たしていれば、特別な資格は必要ありません。欠かせないのは、子どもの養育に対する理解と熱意、そして子どもへの豊かな愛情です。



Q2 対象となる子どもはどのような子どもですか？

保護者の死亡、行方不明、傷病による入院または虐待など、さまざまな事情から家族と暮らせなくなった子どもが対象となります。年齢は、原則18歳未満ですが、必要に応じて20歳になるまで対象となります。

Q3 里親とは養子縁組のことですか？

『養子縁組』を前提とする里親や事情があって家族と生活できない子どもを一定期間養育していただく『養育里親』などがあり、「里親＝養子縁組」ではありません。

お問い合わせ先 熊本県中央児童相談所 ☎381-4451
熊本県里親協議会 ☎380-4666
熊本県中央児童相談所特定非営利活動法人優里の会 ☎070-5485-8365

Q4 子どもを育てるための支援はありますか？

行政から委託されての養育となるため、子育てに必要な経費や里親への手当などが支給されます。里親の経済的な負担がないよう配慮されています。

